

福島県企業立地ガイドによる情報発信強化事業業務委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県（以下、甲とする。）が受託者（以下、乙とする。）に委託する「福島県企業立地ガイドによる情報発信強化事業」（以下、本事業とする。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

福島県企業立地ガイドによる情報発信強化事業

2 業務の目的

本県の企業立地環境の優位性等を国内外に広く発信するためのパンフレットを制作し、企業に対して産業復興の取り組みをPRするとともに、誘致企業の掘り起こし、企業立地の促進を図ることを目的とする。

3 委託業務の内容

本委託業務は、福島県企業立地ガイド（パンフレット）を制作するものである。

（1）パンフレット制作

ア 企業立地環境の優位性、優遇制度、工業団地情報等を掲載した「福島県企業立地ガイド」及び県内の鉄道、港湾、道路状況等の地図を掲載した「福島県企業立地ガイドマップ」を制作すること。

イ 本県の企業立地環境、人材支援及び優遇措置等について明確に示すとともに、震災からの復興の現状を分かりやすく表現する。体裁としては文字の羅列を避け、写真、イラスト、図表を用いて見やすいものとする。なお、内容構成に当たっては、近隣県など他の自治体が作成したパンフレット等も参考にすること。

ウ 「福島特定原子力施設地域振興交付金事業」によるものであることを明示すること。

エ 「福島県企業立地ガイド」について、基本仕様は下記のとおりとする。

- 用紙規格：A4版
- 配色：フルカラー4色
- 紙質：企画提案及び甲乙協議の上で決定する
- ページ数：日本語版及び英語版ともに60ページ（表紙・裏表紙含む）
- 制作部数：日本語版3,700部、英語版300部
- 構成内容については企画提案及び甲乙協議の上で決定する。
- 日本語表記（日本語版）と英語表記（英語版）を分けて制作すること。

- 令和7年度に制作した「福島県企業立地ガイド」をベースとし、統計情報、生活環境等の更新、工業・産業団地一覧、空き工場・未利用地・未造成地等一覧、優遇制度等の情報の一部追加更新を行うこと。
- 工業団地の航空写真データ及び令和7年度に作成した図のデータ（GIF形式・横幅340ピクセル）は甲が提供する。
- 企業立地環境の優位性は下記の分類により示すこと。なお、タイトルについては例示であり、これらに限定するものではない。

（ア）優れた交通アクセス

- 福島県の陸路・海路・空路の交通インフラの充実度やアクセスの良さについて触れること。
- 福島空港及び小名浜港並びに相馬港の利活用に関する紹介紙面を上記項目とは別に確保すること。

（イ）優秀で粘り強い人材

- 『感働！ふくしま』プロジェクト等、県の雇用確保に向けた支援施策について触れること。
- 県立テクノアカデミーによる人材育成について触れること。

（ウ）手厚い支援制度

- 福島県の補助金等の支援制度に触れること。
- 可能な限り女性活躍オフィス立地促進事業補助金の活用事例に触れること。

（エ）充実した支援体制

- ハイテクプラザや福島県産業振興センター等の産学官連携について触れること。

（オ）福島県のナンバーワン・オンリーワン企業の紹介

- 県内企業が有する優れた技術力、製品、独自の強み等を広く発信し、本県の産業集積の魅力及び企業立地先としての優位性をPRするため、「ナンバーワン・オンリーワン企業紹介」ページを作成すること。
- 本項目に係る掲載候補企業の選定、掲載候補企業との連絡調整及び掲載ページの構成作成等は、乙が主体となって行うこと。

① 掲載候補企業の選定

- 乙は、県内に事業所を有する企業のうち、次に掲げるような特筆すべき技術、製品、事業実績等を有する企業について調査を行い、掲載候補企業をリストアップすること。
 - a) 国内又は世界で高い市場シェアを有する製品・技術等
 - b) 国内又は世界で独自性・希少性を有する製品・技術等

- c) 他社にはない独自技術又は固有の製造・加工技術
 - d) 特徴的な製品又は研究開発力
 - e) 国内外で高く評価されている事業実績等
 - f) その他、本県の産業集積の魅力を示す上で特筆すべき強み
 - 掲載候補企業の選定に当たっては、企業の業種、技術分野、所在地及び企業規模等に偏りが生じないように配慮すること。
 - 乙は、掲載候補企業について、企業名、所在地、業種、主な製品・技術、ナンバーワン・オンリーワン又は特筆すべき強みとして評価できる内容、選定理由及びその根拠となる情報等を整理した一覧を作成し、甲に提出すること。
 - 掲載候補企業及び掲載内容については、甲乙協議の上、決定すること。
- ② 掲載候補企業との連絡調整
- 乙は、掲載候補企業に対し、掲載の趣旨、掲載媒体、掲載内容及び掲載時期等を説明した上で、掲載可否を確認すること。
 - 掲載に必要な次の情報及び素材について、掲載候補企業から収集し、内容を確認すること。
 - a) 企業概要
 - b) 所在地
 - c) 主な製品、技術
 - d) ナンバーワン・オンリーワン又は特筆すべき強みの内容
 - e) その他、製品・技術等の写真、企業ロゴ、製品画像その他掲載に必要な素材・情報
 - 企業から提供を受けた写真、企業ロゴ、製品画像その他の素材を使用する場合は、乙において、利用許諾その他必要な権利処理の状況を確認すること。なお、掲載する写真、企業ロゴ及び画像等の使用については、乙の提案を踏まえ、甲乙協議の上で決定すること。
- ③ 掲載企業数
- 掲載企業数は、100社程度を想定するものとする。
 - ただし、最終的な掲載企業及び掲載件数については、掲載候補企業の選定状況、掲載可否、掲載に必要な情報・素材の収集状況及び誌面構成等を踏まえ、甲乙協議の上で決定すること。
- ④ 誌面構成の企画及び作成
- 乙は、掲載企業の特徴、技術力、製品及び本県における立地状況等が効果的に伝わるよう、「ナンバーワン・オンリーワン企業紹介」ページの誌面構成、掲載項目、レイアウト及びデザインを企画し、作成すること。

- 掲載企業数は100社程度を想定し、5ページ程度の紙面を確保すること。
- 誌面構成の検討に当たっては、次の事項を考慮すること。
 - a) 業種別、技術分野別又は地域別など、閲覧者にとって分かりやすく、検索しやすい構成とすること
 - b) 各企業の特徴、技術力、製品等が簡潔かつ効果的に伝わる内容とすること
 - c) 掲載企業の県内における立地状況を視覚的に把握できるよう、県内地図等を活用した構成を検討すること
 - d) 県内企業の高い技術力及び多様な産業集積の特徴が、国内外の企業担当者に伝わる内容とすること
 - e) 企業間取引、技術連携及び本県への立地検討につながる内容となるよう工夫すること
 - f) 「福島県企業立地ガイド」全体の構成及びデザインとの統一感を確保すること
 - g) 日本語版及び英語版の双方において、掲載内容が適切に伝わるよう構成すること

⑤ 掲載内容の確認

- 乙は、掲載企業に係る掲載内容について、公開情報、企業から提供を受けた情報その他信頼できる情報に基づき、事実確認を行うこと。
- 特に、ナンバーワン・オンリーワンであること、市場シェア、受賞歴、独自性その他の優位性に関する表現については、その根拠及び出典等を確認し、誤解を招く表現とならないよう留意すること。
- 掲載前に、乙は各掲載企業に対して掲載内容の確認を依頼するとともに、掲載原稿、誌面構成及びデザイン案について甲の確認を受けること。甲又は掲載企業から修正等の指示があった場合は、乙はこれに対応すること。

■ 空き工場・未利用地・未造成地等一覧については、2ページ分の紙面を確保すること。

■ 工業・産業団地の掲載箇所数については、32箇所を想定する。ただし、最終的な掲載箇所数及び掲載内容については、甲乙協議の上で決定すること。

■ 復興の現状については下記の分類により示すこと。なお、タイトルについては例示であり、これらに限定するものではない。

(ア) 復興（復興のあゆみ）

- 震災及び原発事故からの復興の現状について、数値やグラフを用いるな

どして分かりやすく表現すること。

- 浜通りのインフラなど目に見える復興について触れること。
- 福島第一原子力発電所の状況について触れること。

(イ) 挑戦（ひとつ、ひとつ、実現するふくしま）

- 福島イノベーション・コースト構想、福島国際研究教育機構について触れること。
- 再生可能エネルギー・水素、医療、ロボット、航空宇宙関連産業の集積に向けた取組及び各種拠点について触れること。

■ その他、本事業の主旨に資する構成・内容で制作すること。

オ「福島県企業立地ガイドマップ」について、基本仕様は下記のとおりとする。

- 用紙規格：B 2 サイズ（パンフレットにポケット加工を施し添付）
- 配 色：フルカラー 4 色（片面刷り）
- 折り加工：観音折り、2 つ折り
- 紙 質：企画提案及び甲乙協議の上で決定する
- 制作部数：4,000 部（日本語版 3,700 部、英語版 300 部）
- ガイドマップに使用する地図については、国土地理院発行の最新 20 万分の 1 地勢図を掲載することとし、複製にあたっての測量法第 29 条（測量成果の複製）申請は甲が行う。
- ガイドマップには県内の工業団地の位置を明示するとともに、鉄道や港湾、道路状況（高速道路も含む）など最新の整備状況を示すこと。

（２）事業の期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 2 6 日（金）

（３）成果品

提出すべき成果品は次のとおりとする。

- 福島県企業立地ガイド（日本語版）3,700 部
- 福島県企業立地ガイド（英語版）300 部
- 福島県企業立地ガイド（日本語・英語版）の PDF データ 1 式
- 福島県企業立地ガイドマップ（日本語版）3,700 部
- 福島県企業立地ガイドマップ（英語版）300 部
- 福島県企業立地ガイドマップ（日本語・英語版）の PDF データ 1 式
- 作成した図のデータ（G I F 形式・横幅 340 ピクセル）1 式
- ナンバーワン・オンリーワン企業の掲載候補企業一覧及び掲載可否の確認結果一式

4 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

- 委託業務着手届
- 委託業務工程表
- 委託業務完了届
- その他県が必要と認める書類

5 成果品及び業務完了報告書提出場所

福島県商工労働部企業立地課

6 その他

- 制作にあたっては、乙は甲と十分に協議を行い、仕様及び掲載内容等を決定する。
- 本業務により乙が新たに作成した文章、図表、デザインその他の成果物に係る著作権は、原則として甲に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有する素材については、この限りでない。
- 甲は必要がある場合には、委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める業務の実施に当たって疑義が生じた場合は、遅滞なく協議し、これを定める。

7 問い合わせ先

福島県商工労働部企業立地課

電話：024-521-7280